

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年6月28日

香川県監査委員 林 獲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成25年4月9日
栗林公園観光事務所	"
高等技術学校	平成25年4月18日
計量検定所	"
経営支援課	平成25年5月13日
労働政策課	"
産業政策課	"
企業立地推進課	平成25年5月14日
観光交流局	平成25年5月21日
大阪事務所	平成25年5月28日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 公園施設の電気料金負担金額の積算について一部誤りがあったので、適正な積算方法に改めるとともに、追加徴収する必要がある。（栗林公園観光事務所）

(イ) 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、証紙を貼り付けた書類の保存について、特に必要があり、規定された取扱いと別の取扱いをする場合に、別途承認を受けていなかった。（観光交流局）

イ 支出について

(ア) 取引調査の結果、支払をしていないものがあった。（高等技術学校）

(イ) 自家用車を使用して出張した際の旅費が支給されていなかった。（産業政策課）

(ウ) （公財）かがわ産業支援財団に補助している香川県中小企業経営資源強化対策費補助金について、過払額の返納通知を行っているが、補助金交付要綱に定められている返還期限が

守られていなかった。 (産業政策課)

(工) (公財) かがわ産業支援財団に補助している先端技術成果実用化支援事業補助金について、区分ごとに配分された額が変更されていたにもかかわらず、補助金交付要綱に基づく計画変更の承認手続がとられていなかった。 (産業政策課)

(才) 県外旅費について、旅費の請求が出張帰着日から1か月程度遅れているものや、請求日から1か月を超えて承認されているものが多々あった。 (大阪事務所)

(力) タクシー使用料金の支出に当たり、タクシー借上使用簿の審査欄に乗車券保管責任者が押印しており、内部けん制上、適切でない。また、タクシー借上使用簿の記載に不備なものがあった。

移動に当たっては、優先して公共交通機関を利用し、経費節減に努める必要がある。 (大阪事務所)

(キ) 物品調達において、物品要求者と物品調達者が分離されていないものや、物品購入伺に金額が記入されていないものが見受けられ、内部けん制機能が働いていない。 (大阪事務所)

ウ 契約について

(ア) 庁舎清掃について、仕様書で定めた清掃回数が履行されていないものが数多く見受けられ、履行確認を十分に行う必要がある。 (産業技術センター)

(イ) 消防設備保守点検業務委託の変更契約書が作成されていないものがあった。 (高等技術学校)

(ウ) 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表していないものがあった。 (観光交流局)

(エ) 前金払をした電話機再リース料について、履行確認日を使用開始時期としていた。 (大阪事務所)

エ 手当の支給について

超過勤務命令時間を確認せず命令していたものが多々あった。 (産業政策課)

オ 物品等の管理について

(ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。 (労働政策課)

(イ) 消耗品出納簿について、誤って記載した部分を削って訂正していた。 (産業政策課)

カ 任意団体について

県に事務局を置く任意団体のうち、自主検査を実施していないものがあった。 (観光交流局)

(3) 検討指示事項

電子複写機複写サービス契約については、違約金を支払っても解約し、総務事務集中課が実施する集中調達の契約に参加する方が安価にならないか検討すること。 (産業技術センター)